

# 地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

平成27年3月

総務省

## 1 概要

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第3号）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う。

### （1）予算決算及び会計令の一部改正（第1条関係）

財政法（昭和22年法律第34号）第6条に規定する剰余金の計算方法の規定の整理を行う。

### （2）地方財政法施行令の一部改正（第2条関係）

平成32年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の整備を行う。

#### ※ 公営競技納付金制度

公営競技（地方競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体が、その収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、地方公共団体金融機構は、この納付金を基金に積み立てて、その運用益等をもって地方公共団体に貸し付ける地方債の利子の軽減を行う制度。

## 2 閣議決定予定日

平成27年3月31日（同日公布）

## 3 施行期日等

平成27年4月1日（地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日）  
ただし、公営競技納付金の額の軽減措置に係る改正規定は、平成28年4月1日とする。  
（平成28年4月1日以後に行われる公営競技に係る納付金の算定について適用）